



# 即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

第11号

## 第2次差止請求控訴審、控訴棄却の不当判決！ しかし、闘いは続く

この原稿は、本来、10月4日、東京地裁103号法廷で開催された、即・大訴訟の国家賠償請求裁判の第9回口頭弁論、および、同11日、東京高裁717号法廷で開催された、分離された第2次差止請求控訴審の第1回口頭弁論と、その後の報告集会の報告記事であるべきものなのですが、そういうものには、まったくなっていないことを、まずもって、冒頭、お詫び致します。

というのも、私は、間違いなく、その両日の裁判に、参加していることは、いるのですが、報告原稿を自分が書くということ、完全に失念していて、メモ等を一切、とっておらず、すなわち、単に、ボートと、裁判を傍聴していたのに過ぎないと、それに加え、私は結構、重度の難聴で、もちろん、安い補聴器は、常につけているのですが、遠くの声や、小さな声でのやり取りなどは、つけていても、なおかつ、ほぼ、聞こえなくなっているため、裁判所での裁判官や弁護士のやり取りなどは、まず、聴き取れないのですね……。ハイ、完全に、言い訳です。ゴメンナサイ。

ということで、以下のような、原稿になりました。

まずは、両日とも、口頭弁論前に、久々に、裁判所前で、「即位・大嘗祭違憲訴訟の会」の横断幕を掲げて、訴訟の会作成のリーフを、裁判所に出入りされる方に配布するという、情宣活動を行い、私も4日はそれに、参加しました。久しぶりの情宣ということで、リーフを受け取って下さる方は、それほど多くはなかったけれども、即・大訴訟をアピールすると共に、裁判に参加する側の、つまり、私たちの気合いは、入ったかなあ……。と。

4日の口頭弁論に関しては、それこそ、あっという間に、終わりました。これについては、同じ事務局仲間の、岡田さんの言によると、「4日は、こちらからの



### 国家賠償請求裁判 第10回口頭弁論

2022年1月31日(月) 14時30分～  
東京地方裁判所 103号法廷

\*原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。

#### ●法廷終了後、報告集会を開催します

- ・場所：日比谷図書文化館(日比谷公園内) セミナールームB
- ・時間：15:00くらいから(法廷終了後、会場にみなさまが集まれたところで開始します)
- ・参加費：500円
- \*法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団より説明があります。また、傍聴された皆さまからのご意見やご質問などを受け、共有する場でもあります。ぜひご参加ください。



準備書面の提出が裁判所の指定した期日に遅れたことを非難し、よって、当日の口頭陳述はさせない、と申し渡して、内容なく終わった」とのことです。私も傍聴席で、その裁判官と弁護団のやり取りを、何となく、聞いていたのですが、何が、問題にされているのかすら、よくわかりませんでした（笑）。

その後、報告集会は、裁判所に隣接の、弁護士会館のロビーで開催されましたが、私は所用があり、すぐに退出してしまい、その詳しい内容は、わかりません。

本来、この日の報告集会は、日比谷図書文化館の会議室を確保してあったのですが、コロナ禍ということで、定員の大幅な削減を会館側から伝えられ、それでは、傍聴に来られた方のすべての入室が、到底、不可能のため、やむなく、弁護士会館のロビーでの、開催となりました。

次に、11日の第2次差止請求訴訟の方の、高裁での控訴審の第1回目の、口頭弁論の方。こちらも、あっという間に終わって、しかも、な、何と、結審し、次回11月17日が、判決言い渡しということに、相成りました。



この日は、日比谷図書文化館の入場規制が、幸い、解かれましたので、その会議室で、報告集会を開催出来、質疑応答や議論も、じっくり、交わすことが出来ました。

以下は、またまた、事務局仲間の桜井さんのメモからの、引用です。ほぼ丸写しで、ゴメンナサイ。

「弁護団からの説明として、差止の対象である儀式は3件を残し、全て終わっていること（支払いも）。残っている3件とは、『立皇嗣の礼』報告の儀（神社や陵参拝）で、それも期日までに終了するかもしれないし、やらないという可能性も、ないではない。そうなれば差止すべき対象はなくなり、それを理由に、棄却される可能性がある。

一方、裁判継続中の国賠は、まだやるべきことが多く残っていて、弁護団ではそちらに力を注いでいる。

これからは天皇の歴史や憲法論など調べたり勉強を重ねて準備書面に反映していくとのこと。また、国家儀礼ではないが、天皇の即位を祝う『国民祭典』も国賠の対象に入れていること、その違憲性を出していくための論理構成について説明がなされ、報告会の中でも、若干、議論がなされた。

民間主催となっているものの政府各省庁が協賛し、議員連盟も共催しているということ、首相や閣僚、各界代表が出席するイベントであり、その内容には神話を使った映像パフォーマンスが含まれ、信教の自由、思想・良心の自由、政教分離原則に反する等々。」

最後に、11月17日の、第2次差止請求訴訟の、判決言い渡しについて、ごく簡単に、言及しておきます。結論からいえば、1審判決を支持し、原告が「公金支出に不快感を抱くことがあるとしても、思想良心や信教の自由の侵害と認めるには、直接不利益を受けることが必要だ」とし、原告の侵害された権利などは何もないと強弁、控訴棄却した、不当判決です。

まあ、予想できたものではあれ、まともな議論を避けた判決に対し、怒りは禁じ得ません。日比谷図書文化館での報告集会では、弁護団からの判決に関する詳しい分析と共に、天野・矢野両原告が感想を述べ、全体的には、来年1月31日の国賠訴訟第10回口頭弁論に向け、さらに注力し、傍聴席を満杯にする結集を勝ち取ろうと確認し、報告集会を終えました。

裁判を傍聴していると、時に、無力感を感じることもあることは、事実です。しかし、あきらめることなく、最後まで、頑張っていきましょう。以上、報告します。

**（土方美雄＝事務局）**

## 傍聴者からの「ひとこと」

### ■ 10月11日「人格権に基づく第2次差止分控訴審第1回口頭弁論」結審

- \* 裁判長は、こちらから出す書面が遅れたから罰として口頭弁論をさせない、と言った。横暴ではないか。不愉快だった。
- \* こちらの口頭弁論がなかったのはさびしい。
- \* 先の裁判を廊下に立って待って、やっと入室して、わずか5分で終わり！ 何でしょう、と思ってしまう。

\* 裁判長は我々を軽くあしらっている感じ。

### ■ 11月17日「人格権に基づく第2次差止分控訴審」判決

- \* 予想はしていたけれどアツという間の「棄却」判決。空しい。
- \* 違憲かどうかを真剣に問うているのに、なぜ憲法判断を避ける？
- \* 自分一人の損害なんて、そんな小さいことを言っているのではない。国の在り方から考えた、民主国家全体の損害のことだ。

## 京都・主基田抜穂の儀住民訴訟 第4回口頭弁論

高橋 靖 ● 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 事務局

### ● 第4回口頭弁論

(10月19日(火) 15時30分、京都地裁)

前回までの弁論で、京都府知事らが主基田抜穂の儀等の大嘗祭関連諸儀式に参列した事実関係について立証してきたが、今回は、原告第3準備書面を担当した中島晃弁護士が、それら諸儀式を含む大嘗祭自体の意義と特質についてその歴史的経緯から以下のとおり明らかにした。

大嘗祭は7世紀に始まり、その後、約200年間の不執行の時期も含めさまざまな変遷を辿ってきた。明治維新後、天皇を頂点とする支配体制を確立するため従来の神仏習合の要素を排除し、神社神道を皇室神道の下に再編成して、天皇祭祀に国民を動員する「国家神道」がつくられた。

戦後の今回及び前回の大嘗祭も基本的にその大日本帝国憲法下での登極令に基くもので、新天皇が天照大神から国の統治権を授かる天孫降臨神話に基づき天照大神から神威を受け継ぐ明白な宗教儀式である。大嘗祭のそういった性格から、大嘗祭に国が公費を支出したり、知事が参列したりして関わることは、憲法の政教分離原則に違反するだけでなく、憲法の国民主権原理にも反するものである。

次回以降の弁論では、京都府知事らの大嘗祭関連儀式への参列等が違憲違法であることを法律上の観点から、より詳細に主張する予定である。次回第5回口頭弁論は2022年1月24日(月) 11時30分から。

### ● 弁論後報告集会

(10月19日(火) 16時、京都弁護士会館)

上記弁論終了後、弁論の報告集会が開かれた。まず、原告第3準備書面を担当し、要旨を口頭で陳述された中島晃弁護士は次のとおりコメントされた。

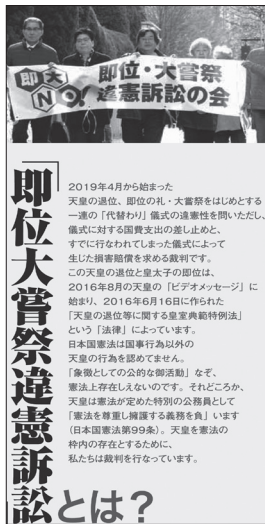
私は法然の念仏を生かしてゆきたいと思っている一人。

日本の仏教が影響を受けたのは明治以降。明治以前は天皇は仏の弟子だったが、廃仏毀釈でそれができなくなり、神道式の大嘗祭が大々的に行われるようになった。戦後、GHQは神道指令で国家と神道の関わりを禁じたが、GHQがいなくなってからそれが崩されていった。

その他、この集会に出席の各原告、弁護士から、また、遠方の愛知、山口、福岡から傍聴に来ていただいた方々からも発言をいただいた。



# 訴訟の会リーフレット 活躍しました！



●リーフレット『即位大嘗祭違憲訴訟』とは？』は、好評につきすぐに改訂増刷しましたが、すでに底をつき始めています。

●原告や支援のみならず、関係団体にお送りしたほか、法廷当日は裁判所前で、このリーフレットを配りながら即位・大嘗祭になぜ反対しているのか、この裁判を知っていただくために情宣も行いました。裁判所前を歩く人々は足早に通り過ぎる人

が多いのですが、それでも立ち止まって、あるいは急ぎ歩きながらも受け取ってくれる人も少なからずいました。

■無関心な人ばかりではないことを、このリーフレットで認識し直しました。頑張りましょう！

## 活動日誌 (2021年9月—11月)

- 9月8日(水) 弁護団会議
- 9月15日(水) 弁護団会議
- 9月27日(月) 弁護団会議
- 10月4日(水) 国家賠償請求裁判第9回口頭弁論(東京地裁 103号法廷) / 法廷前にリーフレット配り情宣 / 法廷後報告集会(弁護士会館ロビー) / 弁護団会議
- 10月11日(月) 人格権に基づく第2次差止分控訴審第1回口頭弁論(東京高等裁判所 717号法廷) / 法廷前にリーフレット配り情宣 / 法廷後報告集会(日比谷図書文化館セミナールームA)、事務局打ち合わせ
- 10月19日(火) 京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟第4回口頭弁論(京都地裁) / 同報告集会(京都弁護士会館)
- 10月28日(木) 弁護団会議
- 11月17日(水) 弁護団会議 / 人格権に基づく第2次差止分控訴審判決(東京高等裁判所 717号法廷) / 法廷前にリーフレット配り情宣 / 法廷後報告集会(日比谷図書文化館セミナールームB)
- 11月30日(火) ニュース11号発送 / 第17回事務局会議

## 【会費納入とカンパのお願い】

- ・もう年末です。みなさまお忙しいことと思いますが、いかがお過ごしでしょうか。あるいはどのような一年を過ごされましたでしょうか。
- ・今年も私たち訴訟の会は、複雑に進行している裁判に食らいついていくために、なんとか頑張ってきました。弁護団は書面作りのための議論を繰り返し、事務局も弁護団と足並みを揃えて裁判当日を迎えるために日々奮闘してきました。
- ・しかしながら、活動を重ねればそれだけ、書面や専門家証言なども含め費用がかかります。年会費未納の方は、どうぞ送金をお願いします。また支援カンパもお待ちしております。よろしくお願いします。

郵便振替口座番号：00120-3-293255  
加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

## 【転居のお知らせをお願いします】

転居された方は新住所を事務局にお知らせくださるようお願いいたします。

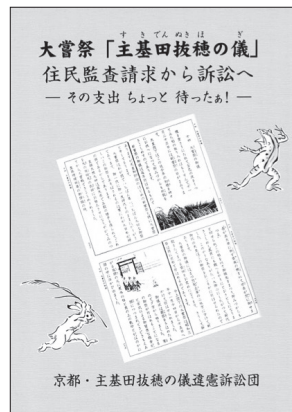
ニュースの発送は経費削減のため、郵便ではなく宅配業者のメール便を使っています。郵便局に転居届けを出されている場合も業者への通知はありませんので、旧住所への発送となってしまいます。

お手数ですが、転居された場合はどうぞ一報ください。

## 【パンフレット紹介】

### 『大嘗祭「主基田拔穂の儀」 住民監査請求から訴訟へ』

住民監査請求から違憲訴訟に至る経緯を、要請書、抗議書、住民監査請求書、意見陳述書等でたどる。また同時に、それらの書面によって「主基田拔穂の儀」の問題・違憲性が伝えられる。政教分離原則についても学べる便利なパンフレット。



●発行：「京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団」(靖国合祀いやですアジアネットワーク 気付 06-7777-4935、2021年2月11日)